

10.3.26. #409

西陣織友會趣意書

五年ニ亘ル世界ノ大戦ハ既ニ熄シテ今ヤ全世界ノ間ニハ正ニ激烈ナル經濟戰ガ始マラントシテ居ルデハナイカ此ノ危機ニ際シテ我等世界の機業地タル西陣ノ職工ハ最早何時マデモ眠ツテ居ルベキトキデハナイ我ガ西陣機業ノ興廢ハ實ニ我等職工ノ自覺ノ有無ニ依ツテ決セラル、ノダ我等ハ西陣機業ノ原動力デハナイカ我等ハ此ノ重大ナル責任ヲ感ズル時最早何時マデモ古キ因襲ニ囚ハレテハ居ラレヌ我ガ西陣織友會ハ西陣織物貨業者職工徒弟ニ依ツテ組織サレタル自助團デアアル我等ハ協力一致シ互ニ助ケ合ヒツ、知識ヲ博メ立派ナル人格ヲ作り技術ノ進歩ニ勉メ以テ西陣機業ノ發達ヲ期スルト共ニ生活ノ安定地位ノ向上ヲ圖ルヲ目的トシテ出來タノデアアル是實ニ我等ノ利益幸福ノ爲メノミナラズ西陣機業發達ノ爲メトナルノダ

西陣織物工諸彦、諸君ハ必ズ我等ト志ヲ同ウシテ居ラル、コト、信ズル諸君ハ此際是非本會ニ來ツテ我等ト共ニ此ノ正義ノ目的ノ爲メニ盡力アラント切望スルノデアアル

大正十一年九月

西陣織友會

本會ノ詳細ノ事ニ付テハ本部及左ノ申込所ニ就テ御尋ネ下サレバ充分説明致シマス

西陣織友會々則

第一章 會名、位置、組織

- 第一條 本會ヲ西陣織友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ京都市西陣ニ置ク
- 第三條 本會ハ左ノ四部ニ該當スル者ヲ以テ組織ス
 - 一 部 西陣 織物 貨業者
 - 二 部 同職工
 - 三 部 同營業者
 - 四 部 同徒弟、會員ノ家族

第二章 目的、事業

- 第四條 本會ハ會員協力一致シテ諷見ノ開發品性ノ進養技術ノ進歩ヲ圖リ以テ西陣織物ノ發達ヲ期スルト共ニ西陣織物從事者ノ生活ノ安定地位ノ向上及ビ西陣舊來ノ風弊ヲ打破スルヲ目的トス
- 第五條 本會ハ第四條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ諸事業ヲ行フ

- 一 共濟部
- 二 教育部
- 三 技術研究部
- 四 衛生部
- 五 慰安部
- 六 共同購買部
- 七 職業紹介部
- 八 法律部
- 九 調査部
- 十 擴張部
- 十一 爭議調停部
- 十二 製織部

第三章 權利、義務

- 一 役員ヲ選舉シ又ハ選舉ナルハコト
- 二 事業ニ參與スルコト
- 三 會務ニ關スル帳簿ヲ閱覽シ又ハ説明ヲ求ムルコト
- 四 例會及總會ニ出席シ發言ヲナスコト
- 第七條 本會々員ハ左ノ義務ヲ有ス
 - 一 會則嚴守スルコト
 - 二 經費ヲ負擔スルコト
- 第四章 役員及其權限
- 第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會長 一名
 - 二 副會長 二名
 - 一 幹事 若干名
 - 一 常任幹事 若干名
 - 一 會計 一名
 - 一 會計補 一名
 - 一 會計審查 一名
 - 一 顧問 若干名
- 第九條 役員ノ權限左ノ如シ
 - 一 會長ハ本會ヲ代表シ會務一切ヲ統理ス
 - 二 副會長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ處理シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 - 三 幹事ハ會長ヲ補佐シ各部々長トシテ會務ヲ分擔處理シ會長副會長事故アルトキハ其互選ヲ以テ之ヲ代理ス
 - 四 常任幹事ハ會長ノ指示ヲ受ケ會務ヲ處理シ各部ノ交渉聯絡ノ任ニ當ル
 - 五 會計ハ會計事務一切ヲ主管ス
 - 六 會計補ハ會計ヲ補佐シ會計事故アルトキハ之ヲ代理ス

JR

10.3.26. #409